○近畿地方整備局告示第百一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十九日から二週間近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　二十四号

㈢　指定する道路の部分

区間　幅員　延長

橋本市高野口町大野字地蔵尾一九五五番一から和歌山県伊都郡かつらぎ町大字大谷字草田山三一一番一まで　一一・八五～二一・八五メートル　五・三三〇キロメートル

㈣　指定する期日　平成二十四年四月十九日

○近畿地方整備局告示第百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　東部大阪都市計画道路事業三・四・二百十八―一号大阪住道線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月十九日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　大阪府大東市諸福七丁目及び諸福八丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年四月十九日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　和歌山県

二　都市計画事業の種類及び名称　岩出都市計画道路事業三・三・二号押川船戸線

三　事業施行期間　自平成二十四年四月十九日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　和歌山県岩出市大字備前字橋本、大字高瀬字村北、字際ノ神及び字若宮、大字西野字釘貫、大字宮字宮ノ内並びに大字船戸字笑松地内

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第九十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十九日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　三十三号及び四百四十号

㈢　道路の区域

区間　変更前後別　敷地の幅員　延長

松山市久谷町乙九八番二地内　前　九・八〇～二〇・七九メートル　一〇・一五五キロメートル

後　一〇・四四～三四・三六メートル　〇・一五五キロメートル

㈣　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

国会事項

衆議院

議決通知

四月十七日鬼塚事務総長から増子裁判官弾劾裁判所裁判長及び橋本参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、佐々木隆博を第四順位とし、第二順位の予備員である津村啓介を第一順位とし、第四順位の予備員である田名部匡代を第二順位とした旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

大谷　信盛（西村智奈美の補欠）

同予備員

佐々木隆博（大谷　信盛の補欠）

又同日鬼塚事務総長から小沢裁判官訴追委員会委員長及び橋本参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、予備員の職務を行う順序は、村越祐民を第五順位とし、第二順位の予備員である山花郁夫を第一順位とし、第三順位の予備員である和田隆志を第二順位とし、第五順位の予備員である楠田大蔵を第三順位とした旨通知した。

裁判官訴追委員

松本　大輔（大島　敦の補欠）

同予備員

村越　祐民（松本　大輔の補欠）

指名通知

四月十七日本院は日本ユネスコ国内委員会委員に衆議院議員笠浩史を指名した旨内閣に通知した。

議案提出

四月十七日議員から提出した議案は次のとおりである。

日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案（小平忠正外十六名提出）

要求書受領

四月十七日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議案

小平忠正外十六名

決議送付

四月十七日横路議長から野田内閣総理大臣宛、次の決議を送付した。

日ウクライナ外交関係樹立二十周年に当たり、原子力発電所事故後の対応に関する協力を含めた日ウクライナ友好関係の増進に関する決議

質問書提出

四月十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

我が国と中国経済との関係に関する質問主意書（木村太郎提出）

東京電力の使用済み核燃料の再処理にかかる費用に関する質問主意書（河野太郎提出）

原発再稼働についての細野大臣の発言等に関する質問主意書（河野太郎提出）

答弁書受領

四月十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員木村太郎提出ミャンマーにおける我が国の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員橘慶一郎提出年金支給開始年齢の引き上げを見据えた今後の国家公務員制度の在り方に関する質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出東京電力の電力料金引き上げに対する政府の対応に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出東京電力の電力料金引き上げに関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出電力の自由化に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出電力料金の引き上げを求める前に東京電力が取るべき行動に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員河野太郎提出スマートメーターに関する質問に対する答弁書

衆議院議員秋葉賢也提出自主的避難者の現況把握に関する再質問に対する答弁書

衆議院議員浅野貴博提出竹島問題に関連する集会に対する政府の対応等に関する質問に対する答弁書

報告書受領

四月十七日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更の報告

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務の実施の状況の報告